

2023年11月19日
JARL滋賀県支部大会

令和5年の電波法令、関連規則、告示改正点の解説
前代未聞の大幅改正「どこがどうなった」

JO1EUJ 高橋 俊光

アジェンダ

1. 無線従事者免許申請と無線局申請が同時提出可。
2. 無線局事項書、工事設計書の変更点
3. 無線局免許状の変更点
4. 新一括記載コードとは？
5. バンドプランはどうなった？
6. 体験制度はどうなった？
7. その他 どこが変わったか。

1. 無線従事者免許申請と無線局申請が同時提出可

無線従事者免許申請と無線局申請が同時提出可 1/6

1. 無線従事者免許申請書に「無線局免許同時申請」のチェック欄がある。
2. 無線局事項書に「無線従事者免許同時申請」の欄がある。
同時申請時は国家試験受験番号または講習会修了証明書番号を書くこと。
3. 同時申請の場合は無線局免許申請書を出す総合通信局(沖縄は総合通信事務所)に提出する。
このときは一つの封筒で、関東だと航空海上課(従免担当)でも陸上三課(局免担当)のどちらへの提出でも良い。時間差でどちらかを後出しでも良いという総合通信局も在る。
4. 無資格からの無線従事者免許取得以外に、上級取得時にも使える。
例 四アマが三アマに合格したときは三アマの無線従事者免許証交付申請と同時に局免の三アマの内容に変更申請を同時に出せる。
5. 同時申請の場合はSASEは2通入れた方が良いでしょう。
(担当官次第だが 従免と局免の両方の交付後に1通の封筒で送ってくれる可能性は有る)

無線従事者免許申請と無線局申請が同時提出可 2/6

無線従事者 免許 免許証再交付 申請書

年 月 日

総務大臣 () 殿

収入印紙ちよう付欄

(この欄にはりきれないときは、他を裏面下部にはってください。また、申請者は消印しないでください)

(収入印紙を必要額を超えてはっている場合は、申請書の余白に「漏納承諾 氏名」のように記入してください)

(はりきれないときは裏面下部へ)

申請資格	
フリガナ (姓)	(名)
漢字 (姓)	(名)
無線通信士、第一級海上特殊無線技士、アマチュア無線技士にあっては、ヘボン式ローマ字による氏名が免許証に併記されます。非ヘボン式ローマ字による氏名表記を希望する場合に限り、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入し、下側に活字体大文字で記入してください。	
LAST NAME (姓)	FIRST NAME (名)
生年月日	年 月 日
住 所	電話 () 日中の連絡先 () メールアドレス

写真ちよう付欄

- 申請者本人が写っているもの
- 正面、無帽、無背景、上三分身で6ヶ月以内に撮影されたもの
- 縦30mm×横24mm
- 写真は免許証に転写されるので枠からはみ出さないようにしてください

所 持 人 自 署

無線通信士、第一級海上特殊無線技士の場合は必ず署名してください。

(この署名は免許証にそのまま転写されますから、枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。)

※同時にアマチュア局に係る申請書を提出します。

※無線従事者規則第46条の規定により、免許を受けたいので(別紙書類を添えて)申請します。

国家試験合格	受験番号	年 月 日
養成課程修了	認定施設者の名称 修了証明書の番号	実施場所(市区町村名) (年 月 日修了)
資格、業務経歴等	現に有する資格	修了した認定講習
	資格	講習の種別
	免許証の番号	修了番号
	免許の年月日	修了年月日
学校卒業	学校卒業で資格を取得しようとする場合は <input type="checkbox"/> にレ印を記入してください。	※ <input type="checkbox"/>

※ はい
(該当する場合はその内容)
 いいえ

無線局免許申請を同時に行う場合のチェック欄



無線従事者免許申請と無線局申請が同時提出可 3/6

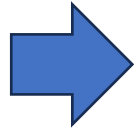
無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	A第 号
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更
3 個人／社団（クラブ）の別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 社団（クラブ）
4 住所	都道府県－市区町村コード []
	〒 ()
	電話番号 () -
5 氏名又は名称及び代表者氏名	国籍 []
	フリガナ
6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 <input type="checkbox"/> 日付指定： 月 日
7 無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者 免許同時申請
	同時申請の資格
	国家試験受験番号 修了証明書の番号
8 無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項
9 呼出符号	
10 無線設備の設置場所 又は常置場所	都道府県－市区町村コード []
	住所

無線従事者免許を同時申請するときの記載欄

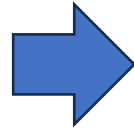
無線従事者免許申請と無線局申請が同時提出可 4/6

いままで(令和5年9月24日まで)

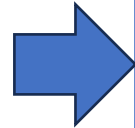
国家試験または修了試験合格



無線従事者免許証交付申請



無線従事者免許証受領



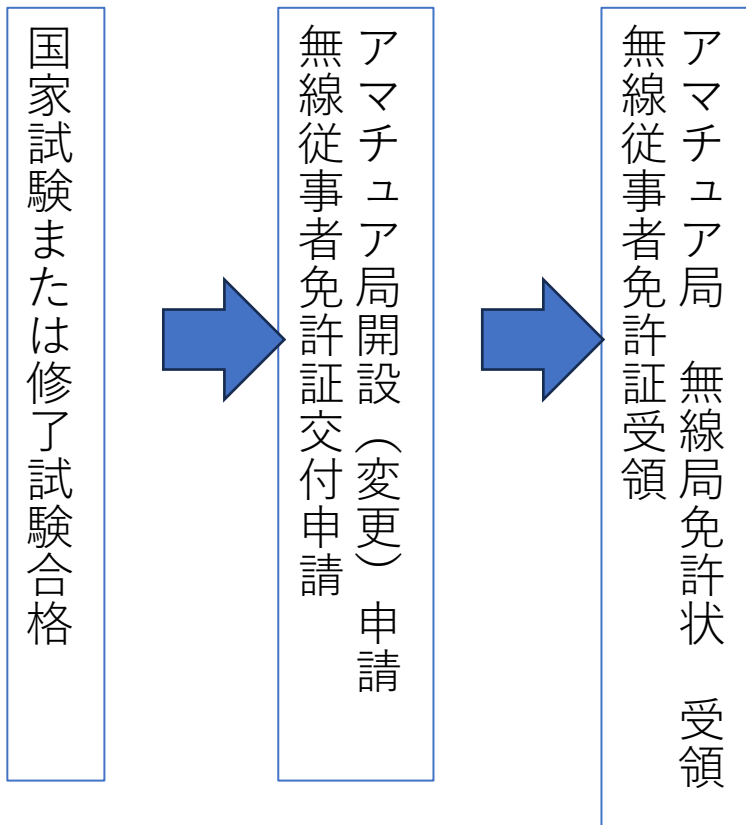
アマチュア局開設(変更)申請



アマチュア局 無線局免許状 受領

無線従事者免許申請と無線局申請が同時提出可 5/6

これから(令和5年9月25日) は、これができる。



無線従事者免許証受領から
無線局免許申請書作成と提出
までの時間を省ける。

無線従事者免許申請と無線局申請が同時提出可 6/6

注意点

1. 既に開局して居る方が上位資格を取得して、所持するアマチュア局の免許内容を上位資格に合わせる場合は「申請」になり、取得した上位資格に合わせた一括記載コードが記載された無線局免許状と取得資格の無線従事者免許証の両方の到着（受領）が必要です。
2. 全く新規の資格取得の方の場合も、無線従事者免許証と無線局免許状の両方が手元に来てからでないとは運用はダメです。

2. 無線局事項書、工事設計書の変更点

無線局事項書、工事設計書の変更点 1/6

1. 技適機だけを使う移動する局の申請(届)専用書式が制定された。
工事設計書は技術基準適合証明番号を列記するだけです。
特例書式を適用できる場合でも従来書式で出すのはOKです。
2. 自作機や非技適機が在る方は今までどおりの工事設計書です。
技適機は技適番号を書くだけだが自作機と非技適機は
発射可能な周波数、電波型式、出力、終段名称を書くのは
今までどおり。
3. 附属装置の諸元は基本的に要らなくなった。
JARLホームページ内の「無線機とパソコンを接続して運用する方式の紹介」
https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-2_Regulation/communication-software.htm
のPDFに載っているのが基本。
9月24日までの制度では「このPDFに載っている諸元なら省略可」という担当官が実在した。

無線局事項書、工事設計書の変更点 2/6

無線局事項書及び工事設計書（注6）			
6	免許の番号	※記載不要 A第 号	
7	申請（届出）の区分	開設	
8	住所及び氏名	上記1と同じ	
9	無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者 免許同時申請	同時申請の資格
			国家試験受験番号
			修了証明書の番号
10	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項	
11	呼出符号	※記載不要	
12	無線設備の常置場所	住所	<input type="checkbox"/> 上記1及び8の住所と同じ
13	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）	
14	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能なすべての電波の型式、周波数及び空中線電力	
15	備考		
工事設計書	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。	

技術基準適合証明を受けた送信機のみを使用する空中線電力50ワット以下の移動する局のときに使用できる特例工事設計書が制定された。

各送信機は「技術基準適合証明番号」を書くだけ。

無線局事項書、工事設計書の変更点 3/6

注意点 1/4

1. 移動しない局は新設や変更が在る度に電波防護指針の計算書が必須です。
(再免許申請では不要だそうです)

総務省 電波利用ホームページ 電波の強度に対する安全施設について の備考5のExcel.

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/others/amateur/confirmation/safety/>

2. 200ワット超は従来通りの上記簡易型ではないほうが必須です。

関東総合通信局

ハイパワーの申請について《空中線電力200Wを超える指定を受けようとする場合》

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/ama/faq/ama_11.html

の電界強度計算表

(各総合通信局に同じ案内が有るはず)

無線局事項書、工事設計書の変更点 4/6

注意点 2/4

3. 2400MHz と5600MHzを追加申請や新設申請するときは
「二次業務の周波数の使用にあたっての確認書」が必須になった。
(再免許では不要だそうです)

・2,400MHz帯及び5,600MHz帯の周波数を使用する際に必要な「確認書」の添付について(R5.7.4)

令和5年3月22日の法令改正により、2,400MHz帯又は5,600MHz帯の周波数を使用して開局申請する場合や、現在免許を受けている無線局にこれらの周波数を追加する変更申請を行う際に「二次業務の周波数の使用にあたっての確認書」を添付いただくこととなっています。

特にドローンを使用した画像伝送などでは5,600MHz帯が使用されるため、[総務省電波利用ホームページ「二次業務の周波数の使用について」](#)に掲載されている「二次業務の周波数の使用にあたっての確認書」の様式(ワードファイル)を使用して作成いただき、申請書類に添付してご提出いただきますようお願いいたします。

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/ama/faq/ama_103.html から引用

無線局事項書、工事設計書の変更点 5/6

注意点 3/4

4. 200W超のハイパワー局で以下の場合も変更検査が必須になった。
 - (1) リニアアンプの交換。（仕様が同じ他社製でも、同一機種の製造番号違いでも。）
 - (2) 同じ規格のリニアアンプ増設。（同一型番でも他社製でも）
 - (3) 親機の取替、増設でリニアアンプは変わらない場合。

・アマチュア局の増幅器の変更手続きについて(R5.10.24)

アマチュア局の増幅器に関する以下の変更について、これまでは免許状に記載されている指定事項に変更が生じない場合に限り、「工事設計の軽微な事項」として保証認定や検査を受ける必要はありませんでしたが、令和5年9月25日（月曜日）施行の制度改正より、当該変更においても保証認定や検査が必要になりましたので、アマチュア局の増幅器の変更を行う場合はご注意ください。

- 同じ型式（機種）の増幅器又は回路等が異なる別メーカーの増幅器と交換する場合
- エキサイターに既に接続されているものとは別の増幅器を切替器により追加で接続する場合
- 増幅器に既に接続されているものとは別のエキサイターを切替器により追加で接続する場合

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/ama/faq/ama_103.html から引用

無線局事項書、工事設計書の変更点 6/6

注意点 4/4

5. 遠隔操作の場合で共有設備の場合は、

「トラブル発生時は運用している本人が3時間以内に対応出来ること」とされた。

「共用設備で、オーナーが常時在宅だからトラブル時はオーナーに連絡して対応して貰う」では許可になりません。

・設備共用を含む遠隔操作の考え方について(R5.10.10)

アマチュア局の無線設備を遠隔操作したい場合は、申請により、総合通信局長等の免許又は工事設計の変更の許可を得なければなりません。(電波利用ホームページ「アマチュア局の遠隔操作」)

なお、遠隔操作中になんらかの障害が発生した場合は、免許人が自動車等による通常の経路で原則として3時間以内に無線設備の設置場所に到着し、速やかに対応しなければなりません。

その際、当該無線設備において別の免許人と設備共用をしても、免許人は個々であるため、法令上、運用している免許人が操作をすることとなっております。

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/ama/faq/ama_103.html から引用

3. 無線局免許状の変更点

無線局免許状の変更点

改正後

別表第六号の三 アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）
第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

無線局免許状			
免許の番号		識別信号	
氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種類別	無線局の目的	運用許容時間	
免許の年月日	免許の有効期間		
通信事項	通信の相手方		
移動範囲			
無線設備の設置/常置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注) 印

長 辺 (日本産業規格A列5番)

ここに一括記載コードが記載される。

備考欄に記載されるのは、凝った電波型式（アマチュア局に認められた「電波型式と占有周波数帯域幅告示の制限を超えるものなど）を申請すると、送信できる条件が追記されるなどが在る。旧スプリアス基準機が在ると注意書きがここに記載される。

備考欄は基本的に空欄。

4. 新一括記載コードとは？

新一括記載コードとは？ 1/5

- ・一，二，三，四アマ（相当資格）と移動する・移動しないの8とおりとレピータ局用の1とおりの9種類。

	移動する	移動しない
一アマ	1AM	1AF
二アマ	2AM	2AF
三アマ	3AM	3AF
四アマ	4AM	4AF
レピータ	有り得ない	ATR

新一括記載コードとは？ 2/5

1. 周波数帯は全てのアマチュアバンド（135kHz～249GHz）で、
四アマは10MHz、14MHz、18MHz以外、
三アマは10MHz、14MHz以外、
一，二アマは制限無し。
レピータは28MHz, 435MHz, 1280MHz, 2425MHz, 5760MHz, 10.1GHzの
レピータが許可されている周波数帯のみ。
2. 各資格の操作範囲の最大空中線電力と電波型式。
1AFだとHFと50MHzは1kW。2AFは同200ワット。
電波関係審査基準で定める各周波数帯の制限値の上限での許可です。
3. 1AMと2AMの許可内容は全く同じです。

新一括記載コードとは？ 3/5

4. FCC式は「自己責任で操作範囲内で完全自由」だけど、日本式は「使う送信機は工事設計書に載せる」が必須です。アマの方が1AFの免許で200ワット超を出したいときは、登録点検事業者または総合通信局の落成検査合格が要る。
5. 送信機の増設や取替をして送信可能な周波数が変わったときは、工事設計書を変更した届が到達すれば使用可能になった。技適機だと工事設計書に技適番号を追記して提出するだけでよい。非技適機や自作機はTSSかJARDの保証書を付けて届るだけです。但し200ワット超は上記の検査合格書と電波防護指針確認書が要る。200ワット以下でも移動しない局は簡易型電波防護指針確認書が要る。

新一括記載コードとは？ 4/5

備考欄の記載事項の変化

- 135kHz の鉄道線路との距離、475kHzの人家との距離
- 1AFの52MHzの外国との通信時の1kW
- 1AFの145MHz/435MHzのEME時の500W
- 1280MHzや2425MHzの一次業務への配慮
- 移動する局の1280MHz帯の常置場所以外での1W以下の電力制限

などの条件で従来備考欄に書かれているものは、

一括記載コード告示の備考欄に書いてあるので免許状の備考欄は何も書かれない。

その備考でカバーできない場合として、例を挙げると、

占有周波数帯域幅告示で定める帯域幅を超える電波型式が許可されたときの送信条件や既存社団局の識別信号の一時的な変更による記念局の変更許可期間が記載される。

新一括記載コードとは？ 5/5

こんなことが起きている。

1. 9月24日正午過ぎから総務省免許情報検索結果は新表示化した。
2. 移動しない局で1kW局は一アマ。移動する局は二アマで開局している方の中に移動する局も1AMになっている方が居る。
これは名寄せして最上位資格を反映したようです。
なお各局免に使用した資格で反映されている方も居る。
3. 社団局で145MHz/435MHzで4VFの指定の免許だったが、
構成員に一アマが居る（会長は四アマ）ので1AMになった。
（この場合 構成員に一アマが居なくなったら局免はどうなる？ がある。）
4. 移動する局の1280MHz帯の空中線電力は一見すると1Wになっているが、
備考に「常置場所では10Wとする」と、今までの逆になっている。

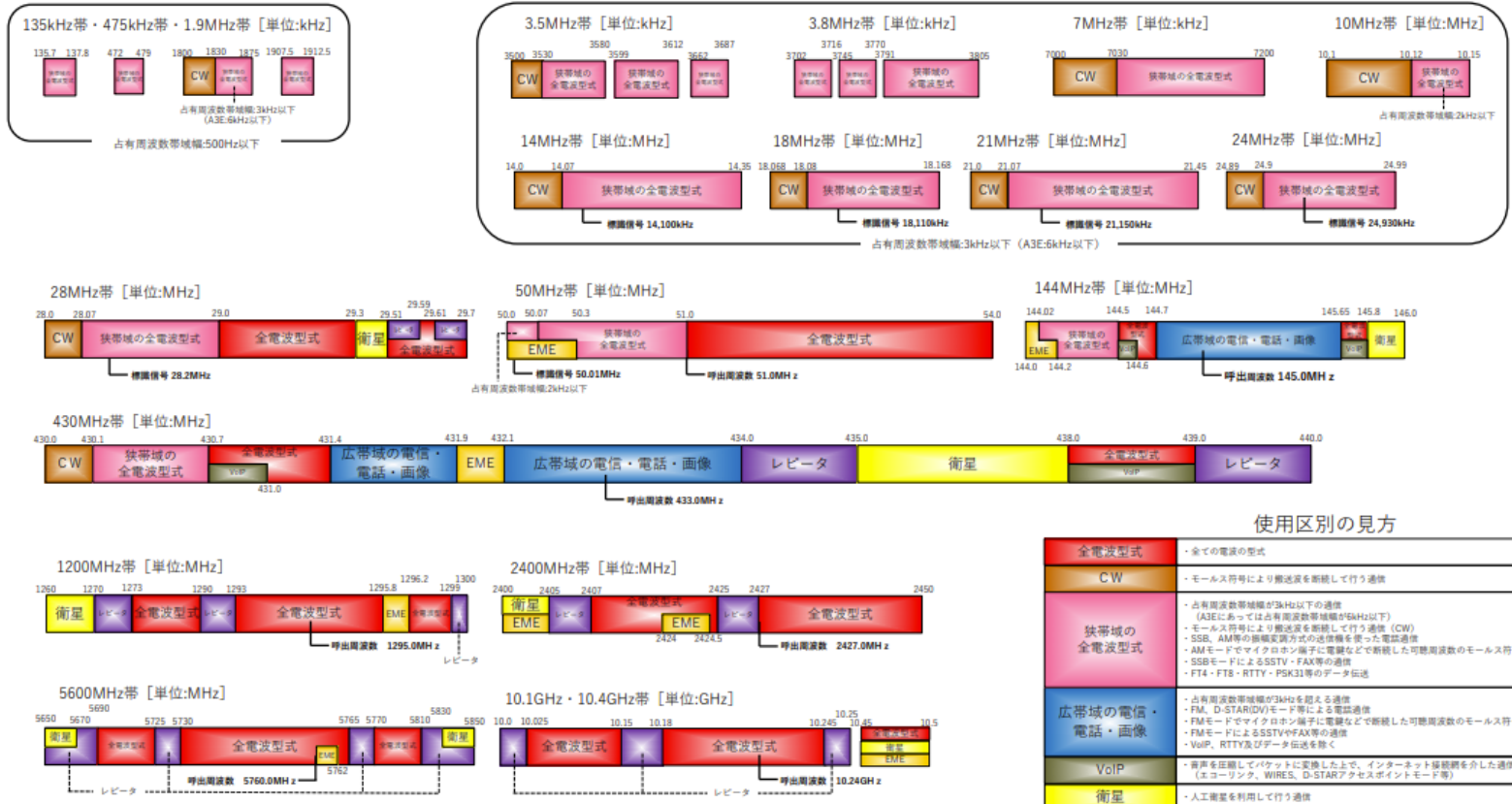
5. バンドプランは怎么样了

バンドプランはようになった 1/7

1. 旧告示では電波型式毎に細かく決められていた。
2. 新告示では 24MHz以下はA1A専用か狭帯域、
28MHz以上ではA1A専用、狭帯域 (AM,SSB系)か広帯域 (F3E系) かの
ざっくりとした区分になった。
3. HF帯の「外国との局との通信に限り狭帯域デジタルを許可」は廃止された。
たとえば、7,074kHz FT8 等で日本同士の交信が禁止されていたQRGで
日本同士もOKになった。

アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別

【注意】令和5年9月25日(月)に施行予定の内容です。



使用区別の見方

全電波型式	・全ての電波の型式
CW	・モールス符号により搬送波を断続して行う通信
狭帯域の全電波型式	・占有周波数帯域幅が3kHz以下の通信 (A3Eにあっては占有周波数帯域幅が5kHz以下) ・モールス符号により搬送波を断続して行う通信 (CW) ・SSB、AM等の搬送波方式の送信機を使った電送通信 ・AMモードでマイクオフ端子に電線などで断続した可聴周波数のモールス符号を入力して行う通信 ・SSBモードによるSSBV・FAK等の通信 ・FT4・FT8・RTTY・PSK31等のデータ伝送
広帯域の電信・電話・画像	・占有周波数帯域幅が3kHzを超える通信 ・FM、D-STAR/DVモード等による電送通信 ・FMモードでマイクオフ端子に電線などで断続した可聴周波数のモールス符号を入力して行う通信 ・FMモードによるSSTVやFAK等の通信 ・VoIP、RTTY及びデータ伝送を除く
VoIP	・音声圧縮してパケットに変換した上で、インターネット接続網を介した通信 (エコーリンク、WIRESS、D-STARアクセスポイントモード等)
衛星	・人工衛星を利用して行う通信
EME	・月面反射通信
レピータ	・中継局を介して行う通信 ・SHF帯のデータ通信において、中継時間を延ばす通信 (アシスト帯)
呼出周波数	・F2A又はF3Eにより連絡設定を行う通信
標識信号	・A1Aにより標識信号を送信するもの (ビーコン局)

バンドプランはどうなった 2/7

総務省告示図案化

https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/others/ama_social_contribution/band_plan_20230925.pdf

JARL アマチュアバンドプラン

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

令和5年9月25日施行

【狭帯域：占有周波数帯幅が3kHz以下 (A3Eを除く),
広帯域：占有周波数帯幅3kHzを超える】

135kHz帯 周波数:kHz

135.7 137.8

狭帯域の
全電波型式 (注1)

(注1) 占有周波数帯幅は500Hz以下のものに際する

475kHz帯 周波数:kHz

472 479

狭帯域の
全電波型式 (注1)

(注1) 占有周波数帯幅は500Hz以下のものに際する

1.9MHz帯 周波数:kHz

1,800 1,830 1,845 1,875 1,907.5 1,912.5

CW CW・狭帯域データ 狭帯域の全電波型式 (注1) 狭帯域の全電波型式 (注2)

(注1) SSBやAMによる電話での運用不可
(注2) 占有周波数帯幅は500Hz以下のものに際する (SSBやAMによる電話での運用不可)

3.5MHz帯 周波数:kHz

3,500 3,530 3,580 3,599 3,612 3,662 3,687

CW 狭帯域の全電波型式 狭帯域の全電波型式 狭帯域の全電波型式

3,535kHz非常通信周波数

3.8MHz帯 周波数:kHz

3,702 3,716 3,745 3,770 3,791 3,805

狭帯域の全電波型式 狭帯域の全電波型式 狭帯域の全電波型式

7MHz帯 周波数:kHz

7,000 7,030 7,200

CW 狭帯域の全電波型式

7,050kHz非常通信周波数

10MHz帯

周波数:kHz

10,100 10,120 10,150

CW 狭帯域の全電波型式 (注1)

(注1) この区分では占有周波数帯幅が2kHz以下のものに際する (SSBやAMによる運用不可)

14MHz帯 周波数:kHz

14,000 14,070 14,100 14,350

CW CW・狭帯域データ 狭帯域の全電波型式

14,100kHzビーコン (注1) 14,300kHz非常通信周波数
(注1) 14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号 (ビーコン) の送信をする場合に際する。

18MHz帯 周波数:kHz

18,068 18,080 18,110 18,168

CW CW・狭帯域データ 狭帯域の全電波型式

18,110kHzビーコン (注1) 18,160kHz非常通信周波数
(注1) 18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号 (ビーコン) の送信をする場合に際する。

21MHz帯 周波数:kHz

21,000 21,070 21,150 21,450

CW CW・狭帯域データ 狭帯域の全電波型式

21,150kHzビーコン (注1) 21,360kHz非常通信周波数
(注1) 21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号 (ビーコン) の送信をする場合に際する。

24MHz帯 周波数:kHz

24,890 24,900 24,930 24,990

CW CW・狭帯域データ 狭帯域の全電波型式

24,930kHzビーコン (注1)
(注1) 24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号 (ビーコン) の送信をする場合に際する。

28MHz帯 周波数:MHz

バンドプランはどうなった 3/7

JARLバンドプラン 1/3

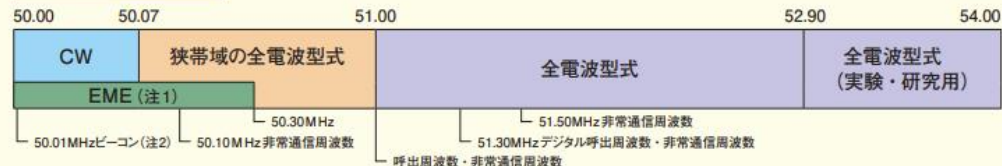
JARL NEWS 2023 秋号付録

28MHz帯 周波数:MHz



(注1) 28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号(ビーコン)の送信をする場合に採る。

50MHz帯 周波数:MHz



(注1) 50.00MHzから50.07MHzまでの周波数で月面反射通信を行う場合に限り占有周波数帯幅が3kHz以下を使用することができる。
(注2) 50.01MHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号(ビーコン)の送信をする場合に採る。

144MHz帯 周波数:MHz



(注1) 144.00MHzから144.20MHzまでの周波数を使用して月面反射通信を行う場合、狭帯域の全電波型式を使用することができる。
(注2) 144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信および画像通信に使用することができる。

430MHz帯 周波数:MHz

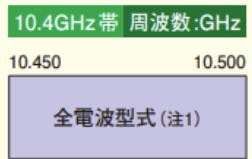
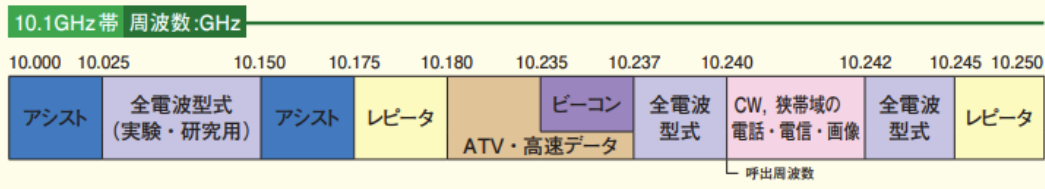
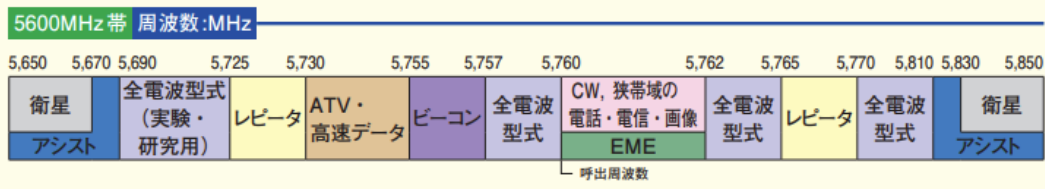
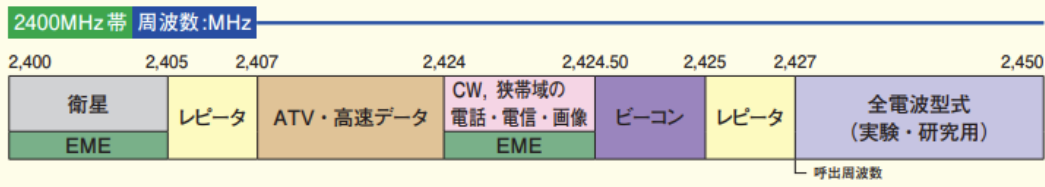
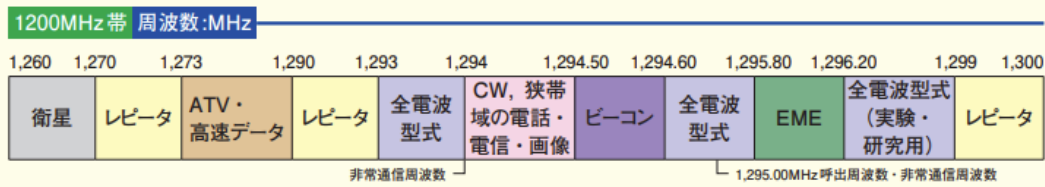


1200MHz帯 周波数:MHz

バンドプランはどうなった 4/7

JARLバンドプラン 2/3

非常通信周波数
 433.00 MHz 呼出周波数・非常通信周波数
 433.30 MHz デジタル呼出周波数・非常通信周波数
 433.50 MHz 非常通信周波数



(注1) この周波数帯域では、衛星通信及び月面反射通信に使用することができる。

※ JARLアマチュアバンドプランは諸外国の運用や世界的な慣習等をふまえて総務省の使用区別告示とは異なる表記をしている場合があります。

バンドプランはどうなった 5/7

JARLバンドプラン 3/3

バンドプランはどうなった 6/7

IARU Region 3



Document R3 – 004
Revised: 3 September 2019

40m Band

Frequencies (kHz)	BW (Hz)	Preferred Mode and <i>Generic</i> usage	ITU R3 Status
7000 - 7030	200	CW	PRIMARY AMATEUR, AMATEUR- SATELLITE
7030 - 7040	2700	CW, NB, Phone 7030 kHz – QRP CoA	
7040 – 7060	2700	All modes, Narrowband modes, Phone 7070 kHz – Digital Voice CoA, 7090 kHz – SSB QRP CoA	
7060 - 7100	2700	All modes, 7095 – DX Phone CoA	
7100 - 7200	2700	All modes, 7110 kHz – Emergency CoA Frequency (all modes \pm 5 kHz) 7165 kHz – Image CoA	PRIMARY AMATEUR



Foot note: WSPR 7038.6 kHz
JT65 7076 kHz
FT8 7074 kHz
RTTY DX 7040 kHz

7MHz帯ではJARLに考慮して欲しいIARU Reg.3 バンドプラン
他の周波数帯も IARU Reg.3 バンドプランは要考慮。

JARLバンドプランは、
これを配慮するべきだったが、
間に合わなかったようです。
今からでも周波数委員会や理事会
には検討していただきたい。
一昨年 JARLがIARU Reg.3 から
出された課題の根拠がこの表。

バンドプランはどうなった 7/7

2021年末にIARU Reg.3 にJARLが回答を送ったときに公表されたもの。
これをもとに意見募集をするべきところ、それが無い状態でJARL版バンドプランが公開されたので、7,030~7,045kHzは旧バンドプラン告示ではA1A、F1D、F1B等狭帯域デジタル専用だったが、新バンドプラン告示ではSSBもOKになった。
それを根拠に7,033kHzや7.036kHzにSSB(LSB)で出てくる方が出てきて、狭帯域デジタルやRTTY等に混信になっている。
これは速急に解決しないと外国やIARUからクレームが来る可能性が有る。

 7MHz帯FT8での国内局同士の運用周波数について 
-ご協力をお願い-

2021年9月20日から22日までの間に開催されたIARU第3地域総会において、7MHz帯のデジタルモード用帯域についての検討が行われ、日本国内局同士のFT8による運用周波数については、7030-7040kHzの帯域への移動を検討するように求められています。

総務省の使用区別を定める告示やJARLのアマチュアバンドプランでは、デジタルモードでの運用周波数は7030-7045kHzと定められており、各デジタルモードの運用周波数についての詳細な取り決め等はありませんが、現在、7040kHz以上の周波数で、諸外国では対話型のデジタルモード（PSK、Olivia、RTTYなど）の運用が主流となっており、この周波数での日本国内同士のFT8による交信についてバンドプランの国際標準化への協力のために運用周波数の変更が求められております。

つきましては、今後、国内局同士のFT8による運用については、7030-7040kHz（キャリア周波数 7030-7037kHz）の帯域での運用とするように、デジタル通信をご利用の皆様にはご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

https://www.jarl.org/Japanese/A_Shiryo/A-3_Band_Plan/7MHz_FT8_info.html

6. 体験局制度はどうなった

体験局制度はどうなった？ 1/6

体験局ではないが、最初の無資格者の操作許可条件はARISS局だった。

1. NASAから日時指定がある。
2. 小中学生限定。
3. 地元の教育委員会の承認がある。
4. NA1SS等ISSとの連絡設定と終了は一，ニアマが行う。
5. 体験者はモールス符号は使えない。
6. 1に見合った期間に臨時に開設する局限定。

という「ARISS スクールコンタクト用臨時社団局」限定だった。

体験局制度はどうなった？ 2/6

- 第一段階の体験局

1. ARISS局の制限は従来通り。
2. 行事のための臨時局で、体験目的の局を開設できることになった。
3. 2の呼出符号は原則として8JnYAA～8JnZZZから指定するが、
行事にちなんだ名称をサフィックス部分に使うこともできた。
(nは管轄する総合通信局ごとのエリア数字)
4. 2,3の局は三，四アマでも監督になることができた。
5. 連絡の設定と終了は有資格者が行う。

体験局制度はどうなった？ 3/6

第二段階の制限緩和

1. 家庭内体験は小中学生が対象で、三親等以内の有資格の親族（両親、祖父母、おじ おばが基本だが兄弟姉妹も可）が監督する。
2. 学校内体験は、その学校（小中学校）に設置した社団局の構成員になっている教職員の有資格者が監督し、体験者は、その学校の児童または生徒に限る。
3. ARISS体験局の制限は従来通りだが、1、2は三，四アマが監督を行うことができるようになった。
4. 連絡の設定と終了は有資格者が行う。体験者はモールス符号不可は変わらない。

体験局制度はどうなった？ 4/6

- 本年3月からは こうなった。
 1. ARISS局の制限は廃止された。（臨時局では無くても良くなった。）
（NASAから日時の割り当てが無いとISSとの交信は原則不可は変わらない）
 2. 前ページの「体験局」は廃止になり、個人局や社団局でも体験運用は可能になった。
 3. 2の体験運用は三アマ、四アマでも監督は可能です。
 4. 個人局は局免の内容の範囲で体験者が運用できる。
 5. 社団局は社団局の免許内容の範囲 & 監督者の従免の範囲。
例 社団局は1AMで免許を受けていても監督が四アマならば体験者は四アマの範囲でしか体験ができない。
 6. 全ての体験運用で、連絡の設定と終了は監督が行うこととモールス通信の体験はダメなのは変わらず。

体験局制度はどうなった？ 5/6

- 今年3月から可能になった例。
 1. 移動運用先で、見学していた方から体験希望者を募って体験運用をすること。
 2. 市区町村民祭で記念局を開設したときに、事前募集等で体験運用をすること。空いていれば居合わせた方でも良い。

体験運用の目的は

「アマチュア無線を通じて科学技術に興味を持って戴くこと」が主目的になっている。

体験局制度はどうなった？ 6/6

できること(極端な例の一部)

1. 一アマが監督で完全無資格者がHF帯 1kW局で1kW SSBで体験
2. 一アマが監督で二, 三, 四アマがHF帯 1kW局で1kW SSBで体験
3. 二アマが監督で三, 四アマがHF帯 200W局で200W SSBで体験

できないこと

1. 如何なる場合でもモールス符号で通信する体験

例 「三アマはモールス符号の知識は在る」とされるが、
「体験運用自体がモールス通信を禁止している」ので、
「一, 二アマが監督で三アマが10MHzまたは14MHzでモールス通信」や
「一, 二アマが監督で三アマがHF帯で10MHzと14MHz 以外で50W超で
モールス通信」は禁止です。

7. その他 どころが変わったか

その他 どころが変わったか 1 / 3

1. 再免許申請期間が「有効期間満了の6ヶ月前から1ヶ月前まで」になった。
(従来は「1年前から1ヶ月前まで」)
2. 講習会でハイブリッド型 (例 無線工学はe-learning、法規は集合) が可能になった。
3. 各電波型式毎のアマチュア局での占有周波数帯域幅の許容値で未定義だったものが定義された。
4. 記念局の基準が厳しくなった。
「公共性が高いこと、行事自体のPRになること、アマチュア無線自体のPRと科学技術への関心を誘発すること、行事自体や記念局の運用を広く一般に公知広告すること」が審査基準等に明記されている。
(「**クラブ*周年」のような「関係者が内輪で記念局運用を楽しむ」は御法度的表現になっている)

その他 どころが変わったか 2/3

5. 同一構内での遠隔操作の基準合理化
6. 人工衛星等のアマチュア局に関する制度の明確化
(ここ数年増えてきた超小型人工衛星対応など)
7. 複数のレピータのネット接続の解禁
(C4FMのレピータ解禁に向けての準備という考えがあるが、明確にC4FM式を禁止する規定は旧告示等でも無い。)
8. 5600MHz帯 10.1GHz帯 10.4GHz帯の技適用測定方法策定
(3月23日公布施行、9月25日施行には含まれていない)
9. トランスバーターの附加はTSSかJARDの保証が必要になった。

その他 どころが変わったか 3/3

10. 平成一桁頃の監査指導規定で定めていた「アマチュア業務では無い通信の例示」の中の幾つかが社会貢献活動の範囲なら許可されている。一部例示します。

(1) 「有害鳥獣の狩猟の連絡用」が許可された。

かつては「狩猟は趣味の範囲でも禁止」だった。

(金銭の収受は「使用する弾薬等の実費程度まで」という制限がある)

(2) 地元自治体開催等公共性がある行事等での連絡用。

スポーツ大会、市区町村民祭など

などなど 全部を細かく解説するには1日では無理だし、
聴衆も全部を一度に理解しきれないと思うほどの大量の改正が行われている。
約1時間でどこまで解説出来るかを踏まえて厳選しました。

平成一桁時代の監査指導規定から抜粋 この例示中の一部が社会貢献目的なら可とされている。

<p>アマチュア局</p> <p>3. アマチュア業務に該当しない通信を行っているアマチュア局</p>	<p>(1) 次の競技会、催事及び集会の業務のための通信。 (例示)</p> <ul style="list-style-type: none">① 競技会：マラソン競技、運動会、スキー競技、カーラリー等② 催事及び集会：展示会、博覧会、講演会、祭礼、花火大会等 <p>(2) 次の業務及びこれに類似する業務のための通信。 (例示)</p> <ul style="list-style-type: none">① 海浜又は山岳等のパトロール② バス、タクシー、その他の運送車両の配車、運行③ 宗教の布教活動④ 道路、水道、電気及びガス等の工事⑤ TV、映画等の撮影⑥ 火災報知器動作試験⑦ 木材伐採、狩猟⑧ 漁船と漁船・基地間の漁業に関する連絡⑨ レジャーボートとマリナー間の運行に関する連絡⑩ 選挙運動・連絡・開票速報⑪ 囲碁、将棋、マージャン、トランプ等の遊技 <p>(3) 次のものの中継又は再送信。</p> <ul style="list-style-type: none">① ラジオ、テレビ放送② カラオケ、楽器の演奏 <p>(4) 交通取締に関する通信。</p> <p>(5) わいせつな通信。</p>
---	---

參考資料等

参照 関東総合通信局資料

- 総務省トップ > 組織案内 > 地方支分部局 > 関東総合通信局 > 電波利用 > アマチュア無線総合案内 > @かわら版
- https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/ama/faq/ama_103.html

「なお、一部、関東総合通信局の運用・解釈の場合があります。」
と注釈は在るけど必読です。

参照 今回の改正に関わるもの

1 総務省公表 「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」

JO1EUJブログ

<http://jo1euj-tom.cocolog-nifty.com/blog/2022/01/post-7b9bf1.html>

2 2021年11月19日に開催された内閣府の規制改革推進会議「経済活性化ワーキング・グループ」

アマチュア無線免許の制度改革に関する要望

YOTA JAPAN 事務局 櫻井 豊氏 (JF1LZQ/JQ2GYU) ブログ

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/econrev/211119/211119keizaikasseika_0401.pdf

今回の改正の元ネタはこの要望がベースです。

御静聴 ありがとうございます。

当日のQ&A

- 13ページ 空中線電力200ワット以下の移動しない局に新たに要求されるようになった防護指針確認書の簡易型は、Excelに計算式が埋め込まれているので、アンテナの高さ、アンテナ利得、給電線損失など必要な事項を入力して、判定結果が「○」ならOKですので、それを保存して紙なら印刷、電子申請なら添付ファイルで提出です。送信機の増設、取替をしない限りは要求されないはずですが。任意のバンドを一つ選べば良いようなので、一番引っかけりそうな周波数で確認をすれば良いようです。200W超の時に要求される確認書も同様ですが、こちらは申請する全バンド（1.9MHz～145MHz）の入力と判定○が基本です。

自己紹介

- コールサイン JO1EUJ
- 名前 高橋 俊光
- 住所 東京都練馬区
- 資格 第一級アマチュア無線技士、第一級陸上無線技術士
- 平成3年～令和3年 JARL東京都支部 監査指導委員
- 平成9年から 東京都電波適正利用推進員
- 平成15～18年、令和元年～ 東京都電波適正利用推進員協議会幹事
- 平成19年～平成30年 同会長
- 平成29年 電波の日・関東総合通信局長表彰 受賞
- 令和元年～令和4年 Ham World誌 電波法令関連記事執筆
- 平成22年～平成27年 三，四アマ 講習会講師
- プロ局従事歴有り。

(ねりままつりイベントエフエム、ねりまりんさいじっけん、あまちゅあがいだんす1、あまちゅあがいだんす11)